

令和 8 年 第 1 回

印西市教育委員会臨時会会議録

令和 8 年 2 月 6 日 (金)

令和8年第1回印西市教育委員会臨時会会議録

日時：令和8年2月6日(金)午前9時

場所：印西市役所4階 41会議室

1. 開 会
2. 開 議
3. 議事日程の報告
(議事日程)

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第1号

(仮称)印西市立東の原義務教育学校開校準備委員会設置条例の制定について

日程第 4 議案第2号

工事請負契約の締結に関し議会の議決を求めることについて(西の原中学校校舎増築工事)

日程第 5 議案第3号

工事請負契約の変更に関し議会の議決を求めることについて(印西中学校屋内運動場保全改修工事)

日程第 6 その他

4. 閉 議
5. 閉 会

教育長及び出席委員(5名)

	教 育 長	渡 邊 義 規
1 番	教育長職務代理者	豊 田 光 弘
2 番	委 員	長 尾 香 奈
3 番	委 員	屋 敷 毅 毅
4 番	委 員	増 田 洋 子

欠席委員(なし)

説明のため出席した職員(4名)

教 育 部 長	伊 藤 章
教 育 部 副 参 事 (教育総務課長事務取扱)	鈴 木 圭 一
生 涯 学 習 課 長	中 嶋 広
文 化 振 興 課 長	飯 島 正 義

職務のため出席した職員(3名)

教育総務課 木 崎 和 博
課長補佐
教育総務課 中 野 竜 一
総務係 課長
教育総務課 佐々木 洋 子
総務係 主任 査

(9時00分)

(開会の宣告)

教 育 長

ただいまより令和8年第1回印西市教育委員会臨時会を開会いたします。

本臨時会の出席職員につきましては、印西市教育委員会会議規則第14条の規定により、教育部長、教育総務課長、生涯学習課長、文化振興課長、教育総務課職員です。

(開議の宣告)

教 育 長

それでは、これより開議いたします。

(議事日程の報告)

教 育 長

本日の議事日程については、お手元にお配りしたとおりです。
ご了承願います。

(会議録署名委員の指名)

教 育 長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、会議規則第31条の規定により、2番、長尾委員を指名します。

(会期の決定)

教 育 長

日程第2 会期の決定を行います。

本臨時会の会期は、会議規則第4条の規定により、本日1日とします。
それでは、これより議事に入ります。

(議案第1号)

教 育 長

日程第3 議案第1号 (仮称) 印西市立東の原義務教育学校開校準備委員会設置条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長

議案第1号 (仮称) 印西市立東の原義務教育学校開校準備委員会設置条例の制定について。

(仮称) 印西市立東の原義務教育学校開校準備委員会設置条例を次のように制定するよう市長に申し入れる。

令和8年2月6日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

それでは、ご説明いたします。

1-1の審議資料をご覧ください。

まず、制定の要旨でございますが、(仮称) 印西市立東の原義務教育

学校の開校に向けた準備を円滑に推進するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、（仮称）印西市立東の原義務教育学校開校準備委員会を設置するものでございます。

第2条の所掌事務では、校名、校章、校歌など開校に必要な事項に関する調査及び審議するものです。

第3条の組織では、委員会につきましては委員10名以内で組織いたしまして、教育委員会が委嘱するものです。

第4条の委員の任期でございますが、開校予定の令和11年4月1日前日の3月31日までとするいたします。

第5条の委員長及び副委員長でございますが、委員長及び副委員長の互選と役割を定めています。

第6条の会議ですが、会議の招集、成立要件を定めております。

第7条の関係者の出席でございますが、必要に応じ、会議に関係者の出席を求めることができるものとしております。

第8条の庶務ですが、教育部教育政策課としております。

第9条は、委任について定めております。

最後に附則でございますが、条例の施行期日は令和8年4月1日として、令和11年3月31日限り効力を失うとしております。

委員の報酬については、日額7,500円とする旨を別途規定していません。

説明については以上でございます。

教 育 長

では、これから質疑を行います。質疑はありますか。

豊田教育長職務代理者。

豊 田 委 員

それでは、第3条、第4条について伺います。

まず、第3条では委員の方の人数、また、どういった方が委員になれるかということ定めております。それで、その中で小学校の職員の方、中学校の職員の方、あと、保護者、地域、その他教育委員会が必要と認める者ということでございますけれども、例えば学校の職員の方ですと、例えば人事の関係ですとか、そういった関係で異動等が生じる場合があると思うんですけれども、そういった場合というのはこの委員に委嘱された方というのは、例えば異動があってもそのまま委員にとどまるものなのかということと、あと、任期が第4条で定められておりますけれども、令和11年3月31日までとするというような書き方をされております。これはもちろん委嘱されてから11年の3月31日までだということだと思っておりますけれども、例えば途中でお替わりになった場合に、その残任期間ですとか、前職を引き継ぐというような文言というのは必要があるものなのか、ないものなのかというのを確認させていただきたいと思っております。

以上です。

教 育 長

教育総務課長。

教育総務課長

お答えいたします。

今回の委員につきましては、基本的に委員の異動についてのお話については、第1回の委員会において審議する予定でいます。原則として、委員については、基本として教職員の代表はその学校の校長先生を考えておりますので、充て職として考えているところです。その他の委員については、委員の選任時の理由等により、継続か新規で委任するかを改めて協議していきたいと考えております。

教 育 長

基本は、異動があったら、次の人が引き継ぐということによろしいんだね、教職員の場合はね。

教育総務課長

はい、そうです。

教 育 長

豊田教育長職務代理者。

豊 田 委 員

そうなると、この職での委任ではなくて、例えば校長先生ということではなくて、もちろん個人で委嘱されるということによろしいわけですね。

教 育 長

教育総務課長。

教育総務課長

はい、委員のおっしゃるとおりです。

教 育 長

豊田教育長職務代理者。

豊 田 委 員

あとはこの後の第1回目の委員会ですとかそういったものでそれが決まっていくということで、それは第9条の委任条項で教育委員会が必要な事項が別に定められるというような、そういう解釈によろしいんでしょうか。

教 育 長

教育総務課長。

教育総務課長

豊田委員のおっしゃるとおりでございます。

教 育 長

豊田教育長職務代理者。

豊 田 委 員

はい、分かりました。ありがとうございました。

教 育 長

では、そのほか質疑はありませんか。

屋敷委員。

屋 敷 委 員

お願いします。

委員長等は、具体的にどなたになりますか。

教 育 長

教育総務課長。

教育総務課長

基本的には先ほどのお話しした1回目の会議のときに選出なんですけど、今、事務局で考えているのは小学校か中学校の先生もしくはその他教育委員会が必要と認める者、(5)ですか、その方からもし選出というか、委員長となっただけならばということと考えております。

教 育 長

よろしいですか。

屋 敷 委 員

はい。

教 育 長

そのほか質疑はいかがでしょうか。よろしいですか。

各 委 員

なし

教 育 長

では、これで質疑を終わります。

議案第1号について採決をします。

各 委 員
教 育 長

(議案第2号)
教 育 長

教育総務課長

お諮りいたします。

議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次、日程第4 議案第2号 工事請負契約の締結に関し議会の議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

議案第2号 工事請負契約の締結に関し議会の議決を求めることについて。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるよう市長に申し入れる。

令和8年2月6日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

それでは、ご説明いたします。

2-1ページの審議資料をご覧ください。

1の名称は、西の原中学校校舎増築工事でございます。

2、場所ですが、印西市西の原一丁目3番地でございます。

3、工期につきましては、次の議会の承認をいただきましたら、速やかに契約を締結し、令和9年8月20日までとしております。

4の生徒数及び学級数の推移及び見込みでございますが、西の原中学校は令和7年度、通常学級及び特別支援学級合わせて24学級ございますが、今後も生徒の増加が見込まれることから、校舎を増築して教室等を整備するものです。

続きまして、5の工事概要をご覧ください。今回増築する校舎ですが、構造規模は鉄筋コンクリート造2階建てで、延べ床面積は3,076.98平方メートルです。

2-2ページの配置図をご覧ください。増築校舎の位置は、既存の校舎の東側でございます。

2-3ページの1階平面図をご覧ください。整備する教室等でございますが、1階は調理室、被服室、理科室、美術室1、美術室2の特別教室5室、配膳室、職員室、トイレ、既存校舎と接続するための渡り廊下でございます。

2-4ページの2階平面図をご覧ください。2階は普通教室10室、多目的室、トイレ等を整備する計画です。

2-5ページは、屋上の平面図でございます。

次に、2-6ページをご覧ください。本案につきましては、制限付き一

般競争入札で執行したものです。経過をご説明いたしますと、令和7年12月24日に、入札等審査会の審査により入札参加条件を決定いたしました。その後、令和8年1月8日に公告し、入札参加業者を公募、2社から申請がありました。その後、令和8年2月3日に入札を実施しましたところ、1社から応札があり、株式会社畔蒜工務店を落札者として決定し、仮契約を締結いたしました。したがって、株式会社畔蒜工務店と消費税額を含めた17億8,200万円で西の原中学校校舎増築工事に係る工事請負契約を締結するものでございます。

以上が、西の原中学校校舎増築工事の概要です。説明は以上でございます。

教 育 長

では、これから質疑を行います。質疑はありますか。

豊田教育長職務代理者。

豊 田 委 員

それでは、工期の関係ですけれども、契約日の翌日から令和9年8月20日までの工期になっておりますが、これは利用できるようになるのは次年度の令和10年4月1日からなんでしょうか。それとも、その以前から利用できるようになるのでしょうか。

教 育 長

教育総務課長。

教育総務課長

今のところ、供用開始時期の予定ですが、令和9年9月1日、夏休み明けを予定しております。

教 育 長

2学期からということですね、9年度の。

教育総務課長

はい。

教 育 長

豊田教育長職務代理者。

豊 田 委 員

2学期からすぐ使えるような、検査が終わればということですね。

教 育 長

教育総務課長。

教育総務課長

はい、おっしゃるとおりです。9月です。

豊 田 委 員

9月1日から。ありがとうございます。

教 育 長

ほかに質疑はありますか。

豊田教育長職務代理者。

豊 田 委 員

2点。入札参加が2社で、阿部建設さんですか、辞退されていますけれども、この辞退理由というのは何かお分かりになっておりますでしょうか。

教 育 長

教育総務課長。

教育総務課長

すみません、ちょっとここの阿部建設さんの辞退理由については、今、担当のほうを確認はしていない。3日前に入札を行ったばかりです、まだそこまで理由のほうは。

教 育 長

豊田教育長職務代理者。

豊 田 委 員

まだ公表されていないと。

教 育 長

教育総務課長。

教育総務課長

はい。

教 育 長

豊田教育長職務代理者。

豊田委員

分かりました。

それと、参考までに伺いたいですけれども、入札制度の関係なんですけれども、公告が1月8日で、入札参加申請受付期間が令和8年1月8日から1月22日までとなっておりますけれども、これ、もちろんその決められた期間、受付期間を設けていると思いますけれども、大体公告したらずぐ受付というのは、印西市の場合は可能なわけですよ。

教育長

教育総務課長。

教育総務課長

豊田職務代理者の言うとおりで。

豊田委員

ありがとうございました。ちょっと確認させてもらいました。

教育長

ほかに質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

各委員

なし

教育長

では、これで質疑を終わります。

議案第2号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員

異議なし

教育長

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

(議案第3号)

教育長

日程第5 議案第3号 工事請負契約の変更に関し議会の議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長

議案第3号 工事請負契約の変更に関し議会の議決を求めることについて。

工事請負契約の変更について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるよう市長に申し入れる。

令和8年2月6日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

それでは、ご説明いたします。

本案は、令和7年第3回市議会定例会において議決をいただいた印西中学校屋内運動場保全改修工事について、契約金額の変更をお願いするものでございます。

審議資料の3-1ページをご覧ください。今回の変更内容でございますが、契約金額につきましては、現契約金額を2,997万5,000円増額し、3億3,907万5,000円とするものでございます。

変更の理由でございますが、現在施工中であります改修工事の外壁調査において、ひび割れや欠損等が当時見込んでいた数量よりも多く確認されたため、それらの補修費用の増額に伴う契約金額の変更をお願いするものです。

3-2ページは施設の配置図でございます。

3-3ページから3-4ページにかけては、外壁のひび割れ補修の施工範囲を示した体育館の立面図、3-5ページから3-6ページは外壁の欠損補修、剝離補修並びにタイル補修の施工範囲を示した体育館の立面図を添付しています。

説明については以上でございます。

教 育 長

では、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

屋敷委員。

屋 敷 委 員

今回の補修工事ですが、設計の段階では把握されていなかったものなのかが1つと、また、そのひび割れですか、こういう鉄筋の建物で比較的力の加わる部分だと思うんですけども、そのひび割れの程度はどのようなもので、また、どんな改修工事をされるのか、分かるようでしたら伺いたい。

また、もう一つ最後になりますけれども、発注者側、管理者としての程度現場の立会いなり、検査なりされているかお伺いできればと思います。お願いします。

教 育 長

3点ありました。

教育総務課長。

教育総務課長

まず、設計の段階でというご質問なんですけど、印西中の体育館につきましては、設計の段階では地上からの目視による検査でして、今回、施工業者が決まって、足場を立てて直に外壁の状態を見ることができましたので、そういった中で調査をした中で、数量が設計のよりも高くなってしまった。あと、印西中の体育館は2階建て、ちょっと高いんですね。上のほうとか、少し分からなかった部分がありましたので、今回増額して、変更契約して進めていきたいと思っています。

教 育 長

教育総務課長。

教育総務課長

まず、ひび割れの程度なんですけれども、現状ではそんなに長くひび割れはしていないんですが、放っておくとそのまま雨水等、風雨とかでどんどんひび割れがひどくなっていきますので、事前に、今改修工事のそこで補修工事をしていきます。

施工方法については、ひび割れ等がある程度カットして、モルタルやシーリング等で補修していくような状況になります。

教 育 長

3点目ですね。教育総務課長。

教育総務課長

すみません、3点目なんですけど、施工業者から報告書を頂いて、工事監理者と担当職員が現地に立ち会っていて、施工されているかどうかを検査するというような方法を取っています。今回もそういう形で工事の方は進めていきます。

以上ですが、よろしいですか。

教 育 長

屋敷委員。

屋 敷 委 員

その際、設計業者さんも一緒に立ち会うような感じになりますか。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 工事監理業者をお願いしていますので、その業者と一緒に立ち会う予定になっています。

屋 敷 委 員 分かりました。

教 育 長 よろしいですか。

屋 敷 委 員 はい。築年数も結構経っている建物のようなので、せっかく予算をかけて補修してもらっているの、なるべく長い期間、またメンテナンスしなくてもいいような補修をしていただければと思います。

教育総務課長 はい、分かりました。

教 育 長 そのほか質疑はありませんか。

豊 田 委 員 豊田教育長職務代理者。

豊 田 委 員 外壁のひび割れが多数確認されたということで、今回補正で補修することなんですけれども、この体育館自体は、確認なんですけれども、耐震性にはまず問題はないということだと思うんですが、今、東日本大震災以降に実際に点検を実質にされているとは思うんですけれども、その辺の経緯とかというのは、分かれば教えていただければと。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 震災後に耐震診断をしまして、特に耐震の状況については支障はないというところになっています、建物自体でありますけれども。

教 育 長 豊田教育長職務代理者。

豊 田 委 員 印西中、もちろん体育館は避難場所に指定されていますよね。分かりました。

教 育 長 大丈夫ですかね。

豊 田 委 員 はい、ありがとうございます。

教 育 長 そのほか質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

各 委 員 なし

教 育 長 では、これで質疑を終わります。

議案第3号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第3号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 異議なし

教 育 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

(その他)

教 育 長 日程第6 その他について、何かありますか。

教育総務課長。

教育総務課長 教育総務課から、令和8年度の組織改編案についてご説明いたします。

資料のほうをご覧ください。

基本的な考え方になります。印西市では、令和8年度に行政課題が多

様化、複雑化する中で、市民サービスを安定して提供していくため、柔軟で専門性の高い組織体制が必要となっています。そのため、今回現場の意見を踏まえつつ、喫緊の課題に迅速に対応できる体制づくりを目的として、令和8年度の組織体制を考えております。

資料に沿ってご説明していきます。

まず、企画財政部の関連ですが、契約検査課の新設でございます。新たに契約検査課を設置いたします。

次に、施設管理支援課の新設です。教育委員会施設を含む公共施設の管理を総合的に支援するため、建築技師などの専門職員を集約して、業務の柔軟性と専門性を高めてまいります。

次に、(2)の都市建設部の改編です。まず、建築指導業務と開発指導業務を一元化するため、都市計画課内の開発指導係を建築指導課へ移動し、課名を開発建築課と変更いたします。

次に、土木管理課の分割となります。道路や橋梁の老朽化に対応して、維持管理を的確に進めるため、土木管理課を道路管理課と道路維持課に分割します。

都市整備課の名称変更もございます。市民に分かりやすい名称とするため、都市整備課を公園緑地課と名称変更いたします。

(3)の教育委員会、教育部でございます。まず、1点目につきましては、生涯学習部を新設する予定でございます。教育部の業務増加に対応するとともに、生涯学習施策をより強力に推進するため、教育部を分割いたしまして、生涯学習部を新設いたします。新たな部としては、生涯学習課、文化振興課、図書館課の3課で構成する予定です。

2点目は、学校政策室の設置と名称変更となります。現在、学務課にあります学校適正配置推進係を教育総務課へ移し、学校施設準備室と統合し、学校政策室とします。現状の教育総務課は、教育政策を進める役割を明確にするため、教育政策課と名称を変更いたします。

3点目は、教育DX推進体制の強化です。現在の指導課の教育情報推進係を教育部直下の教育DX推進室として、部内で横断的にデジタル化施策を進めてまいります。

以上が教育部の主な改編の内容でございます。

最後にですが、組織規模についてご説明いたします。現状、令和7年度の組織は9部46課でございますが、令和8年度は10部51課となり、1部5課の増となります。なお、令和8年度の組織改編に伴い、教育委員会の規則や例規などについても改正が必要となります。つきましては、今後開催予定の教育委員会会議に関連する議案を上程し、委員の皆様にご審議していただく予定でございますので、よろしくお願いいたします。

令和8年度組織改編案についての説明は以上でございます。

ただいま組織改編案について説明がありましたけれども、これについて何か質疑はありませんか。

教 育 長

豊田委員	豊田教育長職務代理者。 改編について説明をいただいたんですが、全体で現行が9部46課、令和8年度が10部51課ということでございます。教育部を見ますと、現行が1部6課、令和8年度が2部7課1室ですか、となるということなんですが、それぞれ、そうしますと管理職が増えるということになると、どうなんでしょう、全体として現場の方の人数というのは、以前もちょっと伺ったような気がするんですけども、足りるものなんでしょうか。
教育長 教育総務課長	教育総務課長。 今回の組織改正につきましては、多くの既存の係を母体とした課の新設であるため、職員については現行の人員を基本とした体系にする予定でございますので、大幅な人員等というのは、今現行の人数で対応していくということで進めていくということで、総務のほうからお聞きはしております。
教育長 豊田委員	豊田教育長職務代理者。 そうしますと、改編によって、先ほども伺ったんですけども、管理職以外は増えるわけですよ。課が増える、室が増えるということ。
教育長 教育総務課長 教育長 豊田委員	教育総務課長。 豊田委員のおっしゃるとおりです。 豊田教育長職務代理者。 そういった中で、実際に事務を担当される、管理職の方ももちろん仕事されているわけですから、その辺はあれなんですけれども、それで十分人員的に間に合うものかということをちょっと。
教育長 教育部長	教育部長。 一応、人事課の方でも新規採用職員等、また、様々な採用形態で職員数を増強しておりますので、そういった部分では、いわゆる管理職以下の職員のほうの減につながらないように対応はしていただけたらというようなことでは進めていただきたいという話はさせていただいておりますので、あくまでも現状の職員数の、いわゆる管理職を除いた職員数の確保はしていただきたいというようなことでは要望しているところでございます。
教育長 豊田委員	豊田教育長職務代理者。 教育部のほうからもそういう要望をされているということで、例えば会計年度職員の方が今かなり採用されていると思うんですけども、定数自体には会計年度職員の方というのは含まれるんですか、それとも、別枠なんですか。
教育長 教育総務課長 教育長 豊田委員	教育総務課長。 会計年度任用職員は含まれておりません。 豊田教育長職務代理者。 そういう方の利用ですとか、そういったものを十分考えていらっしゃるということでよろしいでしょうかね。

教 育 長	教育総務課長。
教育総務課長	豊田委員のおっしゃるとおりです。
教 育 長	豊田教育長職務代理者。
豊 田 委 員	はい、分かりました。 あと、最後に1つだけ、課と室というのは何が違うんですか。DXは室ですよ。それは、例えば室長の階級というか役職、そういうこととか、そういう違いなんですか。
教 育 長	教育総務課長。
教育総務課長	ほかの自治体によっていろいろあると思うんですけども、印西市の場合は、その施策が短期的なもので終わるものについては室として置くような形で考えております。そこは何年かどうか分かりませんが、そういう形で課と室を分けています。 今回につきましては、教育部の直下という形で室を置きますので、少し分かりづらいのかもしれませんが、課と同等なんですけど、その短期的な部分というところで今回、室という形で室長を置いて施策のほうを実施していく予定で考えています。
教 育 長	豊田教育長職務代理者。
豊 田 委 員	では、このDXのほう軌道に乗っていくと、この室自体はなくなって、またほかの部署に吸収されていくというような、そういうことなんですか。
教 育 長	教育総務課長。
教育総務課長	当然にそういう場合もありますし、もし状況として、長期的にその組織が必要となれば、逆に室から課にというようなことも、可能性もあるというところになります。
豊 田 委 員	大分よく分かりました。ありがとうございました。
教 育 長	よろしいですかね。
	そのほかいかがでしょうか。よろしいですかね。
各 委 員	なし
教 育 長	では、この件については以上にいたします。 ほかにその他ありますか。 教育総務課長。
教育総務課長	すみません、先ほどの議案第2号の中で、豊田委員のご質問がありました阿部建設の辞退理由ですが、今確認しましたところ、会社の都合ということになっております。以上でございます。
教 育 長	豊田教育長職務代理者。
豊 田 委 員	はい、分かりました。
教 育 長	ほかに、その他ありますか。
各 委 員	なし
教 育 長	では、これで日程第6 その他を終わります。
(閉会の宣告)	

教 育 長

本日の日程は全て終了しました。
会議を閉じます。
以上をもちまして令和8年第1回印西市教育委員会臨時会を閉会しま
す。
お疲れさまでした。ありがとうございました。

(9時38分)

印西市教育委員会会議規則第31条の規定により、上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年2月6日

教 育 長 渡 邊 義 規

署 名 委 員 長 尾 香 奈